

「貸付事業に関わる未収金回収業務委託公募型プロポーザル」に係る質問回答

	質問項目	質問内容	回答
1	仕様書P1 5.(2)、(5)、9について	<p>委託料が、着手金と成功報酬であると定義されています。ところで、弁護士又は弁護士法人に対する委任の場合、これら以外の事件処理に要する事務費は、これらに含めない形で精算します。</p> <p>本件について、居所調査や相続人調査に伴う公簿取得費用（住民票、戸籍謄本等の発行手数料）および現地調査にかかる交通費や郵便通信費（切手代等）の「実費」は、委託料（44,800,000円）とは別に実費精算が可能と整理してよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
2	仕様書P1 5.について	<p>本業務の範囲には、支払督促や少額訴訟、強制執行などの「法的措置」は含まれますか。含まれる場合、申立手数料や予納郵券等の訴訟費用は発注者の負担（または立替後の精算）となりますか。</p>	今回の業務において「法的措置」は含んでいません。
3	仕様書P3 9.(1)③について	<p>支払猶予または償還免除となった場合の委託料について「協議の上決定」とありますが、これら手続きを完了させたことに対する「事務手数料」等の単価を、企画提案書の見積りに含めて提案してもよろしいでしょうか。</p>	契約後に決定するため、今回の見積書に含めずにご提案ください。
4	仕様書 5.(1)②について	<p>「債務者等が支払を完了するまで…反復継続する」とありますが、明らかに回収不能と判明した場合でも、契約期間中は督促を継続する必要がありますか。あるいは「回収不能」として業務終了（サービサー法的な終了）とする判断基準はありますか。</p>	居所不明など未収金回収業務を実施することができないことが明らかになった時点で回収不能と業務終了とします。また、仕様書5（4）②随時報告に該当する事実が判明した場合も業務終了とします。
5	募集要項P4 5(4)、様式3について	<p>様式3（企画提案書）は、企画提案書等を提出する際に1部添付する書類送付書的なものという認識、または副本8部については所在地以下の記載を空欄で提出する形でよろしいでしょうか。募集要項によると、提出する9部のうち8部の副本については「事業者名が判別できる記載や用紙の使用を行わないこと」との指示があり、当該指示に違反することは失格事項に該当するところ（募集要項6(5)③）、様式3も9部提出することとなっていますが、様式3には事業者名等を記載することとなっており、当該指示どおりに提出した場合、失格事項に該当することになります。</p>	様式3は提案書の鑑文としての位置づけです。募集要項5（5）の企画提案書の項目・内容を募集要項（6）記載に沿って作成してください。副本は審査時に使用しますので、事業所名が判別出来る記載は黒塗り等で処理したものを提出してください。

6	公告P4 9(1)について	「審査の結果を踏まえ、提案内容の変更を求めることがある」とのことですが、どのような場合にどのような変更を求めることがあるかの具体例はありますか。	審査において提案内容への条件付きで受託事業者を決定した場合を想定しています。
7	募集要項P4 5(4)について	企画提案する主体が弁護士法人である場合【弁護士法人のみ】と記載された書類を提出する（②は提出しない）、という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	募集要項P4 5(5)、(6)について	作成する企画提案書については、様式（用紙サイズ以外）、枚数、記載内容（副本8部に事業者名を認識できる記載をしないこと以外）等に制約はないと理解して差し支えないでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	仕様書P1 4(2)、別紙1について	増減があっても、別紙1に記載された件数に近いものが委託されると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	仕様書P1 4(2)、別紙1について	別紙1に記載された件数が委託される時期について、委託債権の全てが同一時期に委託されると認識して差し支えないでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	仕様書P1 4(2)、別紙1について	別紙1に記載された件数には、主債務者に対する債権と保証人に対する債権の合計数でしょうか、それとも前者の債権数のみでしょうか。	主債務者に対する債権数です。事業ごとに保証人要・不要の違いがあります。
12	仕様書P1 5(1)①について	「支払わない理由を確認する」方法は、「文書や電話」以外でもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 効果的な方法をご提案ください。
13	仕様書P1 5(2)について	居所等および相続人の調査を実施するとのことですが、実施対象債務者等は、受託者の裁量で決定できると理解してよろしいでしょうか。	仕様書5（2）①の居所調査は受託者の裁量で実施は可能です。同②の実施は委託者において判断します。
14	仕様書P2 5(3)①について	「乙が開設する専用口座」について、受託者において金融機関を選定して差し支えないでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	仕様書P2 5(4)②(ア)について	随時報告の対象となる「債務者等が破産や死亡等」の「等」には、当該債務者等が置かれている家計収支状況も含まれるでしょうか。	債務者に対して回収業務を継続することが適切でない事象を想定しています。なお、家計収支状況は、定期報告の範囲内で報告してください。
16	仕様書P2 5(4)②(ウ)について	随時報告の対象となる「回収業務に重大な影響を及ぼし、又はその恐れがある場合」の具体例をお示ください。	受託者と債務者等に利益相反が判明した場合や、債務者等から危害を加えられる可能性がある場合など、業務履行に影響がある内容を想定しています。

17	仕様書P2 5(5)②について	<p>「債務者等から甲に本業務遂行に係る苦情があった場合」について、貴会が受託者に対応を求める苦情を選定する基準（受託者が高圧的な督促以外）をお示しください。例えば、債務者は、時効消滅前の督促であっても、一定期間、債務者が督促をしていない場合、「今頃になってなぜ督促するのか」等といったクレームを入れることがありますが、このような受託者が適切な督促をした結果なされるクレームも含まれるでしょうか。</p>	<p>お示しの例は適切な回収方法の範囲であると考えますので、そのような内容は想定していません。</p>
----	-----------------	--	---